

令和4年 4月 15日

関係各位

松江フィルムコミッション協議会

松江フィルムコミッション協議会取材費用支援助成金に関わる注意事項について

以下の点にご注意をお願いいたします。

1. 交通費について

他県及び松江市外での取材や用務を兼ねて移動し松江市での取材を行われる場合は、一部の移動区間について助成対象とならない場合があります。

2. 宿泊費について

上限金額（9,800円・税込）の範囲内であれば、宿泊とセットになっている朝食代、夕食代も助成の対象となります。

3. 交通費、宿泊費以外の経費について

記事等に掲載が無い以下の支出は助成の対象となりません。

（例）

- ①宿泊とセットになっていない朝食代、夕食代
- ②昼食代などの飲食費
- ③アルコール代
- ④施設入場料
- ⑤ガイド料
- ④お土産品、衣装やカメラ機器等の備品など

※何れも媒体に掲載された場合や、記事等の制作に必要と認められた場合は助成対象となります。

4. 領収書について

但し書きや付属の明細で以下の内容が分かる領収書を用意してください。

- ①経費の内容
- ②人数
- ③単価

※〈例〉16,000円

（ただし、2月20日（朝食付き8,000円）、2名様の宿泊代として）

以上